



## 協議事項 1 筆甫地区自家用有償運送（交通空白地有償運送）について

筆甫地区では隣接する相馬市の病院への通院や筆甫地区内での移動の住民ニーズがあり、このニーズを解決するために（一社）筆甫地区振興連絡協議会にて道路運送法第79条の2の規定に基づき、自家用有償運送（交通空白地有償運送）の申請について協議するもの。

### （1）筆甫地区～相馬市内への運行（案）

項目	内容	備考
運営主体	（一社）筆甫地区振興連絡協議会	
対象者	筆甫地区住民（利用者登録制）	
運行範囲	筆甫地区内～相馬市内の病院等	
使用車両	運営団体所有車 1台 自家用車 2台	
運転手	運営団体職員	
料金	1回 1,000円/片道	
運行日・時間	週1回 1往復	火曜日を想定
予約方法	地区センターへの電話、または直接予約	前日までの予約

※相馬市の乗降予定箇所については参考資料3を参照

### （2）筆甫地区内の運行（案）

項目	内容	備考
運営主体	（一社）筆甫地区振興連絡協議会	
対象者	筆甫地区住民	
運行範囲	筆甫地区内（ドア・ツー・ドア）	
使用車両	運営団体所有車 1台 自家用車 2台	
運転手	運営団体職員	
料金	1回 100円/片道	
運行日・時間	月～金曜日 9:00～16:30	当日予約可、随時対応
予約方法	地区センターへの電話、または直接予約	

### （3）備考

- ・ 運行範囲である相馬市へ事前に説明済み
- ・ 令和5年4月1日より運用開始予定

福島県相馬市乗降場所一覧

NO	分野	名称	住所
1	病院	公立相馬総合病院	福島県相馬市新沼坪ヶ迫142
2	病院	茶畑会 相馬中央病院	福島県相馬市沖ノ内3丁目5-18
3	病院	羽根田医院	福島県相馬市沖ノ内2丁目11-1
4	病院	浜通りふれあい診療所	福島県相馬市沖ノ内1丁目2-10
5	病院	桜ヶ丘さいとう整形外科	福島県相馬市中村桜ヶ丘208
6	金融機関	七十七銀行相馬支店	福島県相馬市中村大町78-1
7	金融機関	福島銀行相馬支店	福島県相馬市中村桜ヶ丘150-1
8	小売店	フレスコキクチ相馬店	福島県相馬市中村宇田川町17
9	小売店	ヨークベニマル相馬店	福島県相馬市中村桜ヶ丘171
10	小売店	ヨークベニマル相馬黒木店	福島県相馬市黒木源多田22-22
11	小売店	イオン相馬店	福島県相馬市馬場野雨田51
12	小売店	ダイユーエイト相馬店	福島県相馬市黒木源多田7
13	小売店	カインズ相馬店	福島県相馬市馬場野雨田138

## 協議事項 2 市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）について

丸森町町民バスの設置及び管理に関する条例にて運行している羽出庭線・峠線は、現在、道路運送法第 78 条第 2 号の規定に基づき、市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）としてスクールバス混乗形式で運行している。今後、この 2 路線について令和 5 年 8 月迄の利用状況を踏まえ、無償運送の基本方針について協議するもの。

### （1）現時点での利用状況（令和 4 年 4 月～令和 5 年 1 月集計）

項目	羽出庭線	峠線
運行日数	142日	150日
利用者数	2名	37名
運賃	200円	
運行時刻	参考資料 4 を参照	

### （2）今後の運行（案）

項目	羽出庭線	峠線
車両	ハイエース 10 人乗り	
乗車可能人数 （最大）	7人 ※現時点では小中学生最大 2 人が乗車のため	4人 ※現時点では小中学生最大 5 人が乗車のため
乗車対象者	① 羽出庭地区に住所を有する方 ② 免許不保持者（免許返納者） ③ 自助、共助が見込めない方・既に自助等により対応しているが継続が困難な方	① 峠、欠入地区に住所を有する方 ② 免許不保持者（免許返納者） ③ 自助、共助が見込めない方・既に自助等により対応しているが継続が困難な方
乗車料金	無料	
乗車ルール	児童生徒の通学のための運行であり、その目的に沿った運行を行う範囲で混乗利用するものであること ※座席に制限があるため、乗車の可否は運転手の指示に従う ※事前登録制（随時受付）、申請書・誓約書提出、利用証発行 ※一般優先席として助手席を準備	

### （3）今後のスケジュール

- ・令和 5 年 7 月に説明会を実施予定
- ・令和 5 年 8 月中旬までは市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）
- ・令和 5 年 8 月下旬より無償運送開始予定

### （4）備考

- ・運行ダイヤの変更は無し
- ・無償化にあたり、現在の市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）は廃止予定
- ・条例廃止に関する議案提出は 6 月定例会予定

# 欠入(峠)方面運行時刻表

(スクールバス一般利用者用)

令和4年4月1日現在

## 【お知らせ】

・時刻改正はありません。

停留所	丸森病院行き
峠	7:25
峠下	7:26
欠入	7:30
欠入菅	7:31
川田島菅	7:33
川田島	7:34
大黒	7:35
大畑	7:38
武士沢	7:39
金ヶ作	7:40
土ヶ森	7:42
大川口	7:43
横町	7:45
丸森中学校	7:48
丸森病院	7:56

料金:200円

## ■令和3年度運休予定日(欠入方面)

・春休み期間 3/19(土)~4/7(木)

## ■令和4年度運休予定日(欠入方面)

・夏休み期間 7/21(木)~8/25(木)

・冬休み期間 12/24(土)~1/9(月)

・春休み期間 3/25(土)~4/9(日)

※この他に、臨時休校日等がございますのでご注意ください。

## 角田方面(バス大内線)

本町発(やまゆり館前)	7:51
角田着	8:10

※大内線(丸森~角田ターミナル間)料金:200円(子ども・障がい者100円)

※大内線料金は現金又は大内線専用の回数券でお支払下さい

# 羽出庭方面運行時刻表

(スクールバス一般利用者用)

令和4年4月1日現在

## 【お知らせ】

・時刻改正はありません。

停留所	丸森病院行き
大巻	7:22
川前	7:23
小坊木	7:24
羽出庭	7:26
廻倉	7:29
—	↓
横町	7:47
丸森中学校	7:50
丸森病院	7:58

料金:200円

## ■令和3年度運休予定日(羽出庭方面)

・春休み期間 3/19(土)~4/7(木)

## ■令和4年度運休予定日(羽出庭方面)

・夏休み期間 7/21(木)~8/25(木)

・冬休み期間 12/24(土)~1/9(月)

・春休み期間 3/25(土)~4/9(日)

※この他に、臨時休校日等がございますのでご注意ください。

## 角田方面(バス大内線)

本町発	7:51
角田着	8:10

※大内線(丸森~角田ターミナル間)料金:200円(子ども・障がい者100円)

※大内線料金は現金又は大内線専用の回数券でお支払下さい

※欠入(峠)方面、羽出庭方面バスは、月~金運行(土・日・祝日・学校休校日は運休)です。

※朝の便は一般の方もご利用いただけますが、夕方はスクールバスとして、**児童・生徒のみ**の利用とさせていただきます。



### 協議事項 3 丸森町地域公共交通会議設置要綱の改正について

令和 5 年度に地域公共交通計画を策定するにあたり、現行の丸森町地域公共交通会議設置要綱の改正について協議するもの。

#### 改正の概要

##### 第 1 条（設置）

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う文言を追加する。

##### 第 2 条（協議事項）

- ・地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項、地域公共交通計画の実施に関する事項等の文言を追加する。

##### 第 3 条（組織）

- ・交通会議の委員に学識経験者を追記し、委員を 16 名以内から 20 名以内と変更する。

参考資料 5 丸森町地域公共交通会議設置要綱改正（案）新旧対照表を参照

丸森町地域公共交通会議設置要綱改正（案）（平成19年丸森町告示第11号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送に関する事項を協議するため、丸森町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地域住民の生活に必要なバス等による旅客運送に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、丸森町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p>
<p>（協議事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>（5）地域公共交通計画の実施に関する事項</p> <p>（6）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>（7）その他会長が認める事項</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）その他会長が必要と認める事項</p>
<p>（組織）</p> <p>第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、20名以内をもって組織し、次に掲げる者うちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）～（10）略</p> <p>（11）学識経験者</p> <p>（12）その他会長が認める者</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、16名以内をもって組織し、次に掲げる者うちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）～（10）略</p> <p>（11）その他会長が必要と認める者</p>

# 丸森町地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月8日

告示第11号

## (設置)

第1条 地域住民の生活に必要なバス等による旅客輸送に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、丸森町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 輸送サービスに係る路線又は営業区域の休廃止等に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- (6) 宮城県震災復興・企画部長が指名する者
- (7) 宮城県大河原土木事務所長が指名する者
- (8) 宮城県角田警察署長が指名する者
- (9) 関係市町村の長が指名する者
- (10) 町長が指名する職員
- (11) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 交通会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 交通会議における議決方法は、多数決とする。

3 交通会議は、原則として公開する。

(幹事会)

第5条 交通会議の運営に当たり必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条第1項に規定する構成員の中から会長が選任した者その他会長が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(合同による交通会議)

第7条 他の市町村にまたがる乗合旅客運送又は市町村運営有償運送については、関係市町村と調整の上、合同による交通会議を開催して取り扱うものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画財政課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年3月8日から施行する。

(平成19年3月31日までの経過措置)

2 第8条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間は、同条中「しあわせのまちづくり推進課」とあるのは「企画財政課」とする。

附 則

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。